

(様式1-2)

大崎市 復興交付金事業計画 復興交付金事業等

基金設置の時期: 平成24年3月26日 設置の有無: 有

平成24年4月時点

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	総交付対象 事業費 (注3)	うち、特定市町 村又は特定都 道県以外の者 が負担する額を 減じた額	各年度の交付対象事業費 (注4)					全体事業費 (注5)	全体事業 期間 (注6)	備 考(注7)
									平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度			
1	A - 4 - 1	埋蔵文化財発掘調査事業	大崎市古川地域	市	市	直接	(11,600) 0	(11,600) 0		(11,600) 0				35,000	24 ~ 27	
2	D - 4 - 1	災害公営住宅整備事業(建設)	大崎市鹿島台地 域・田尻地域	市	市	直接	(974,050) 0	(974,050) 0		(378,705) 0	(595,345) 0			974,050	24 ~ 25	
3	D - 20 - 1	都市防災総合推進事業	大崎市古川地域	市	市	直接	(36,000) 0	(36,000) 0		(36,000) 0				36,000	24 ~ 24	
4	C - 1 - 1	地域資源利活用施設整備事業(用地造成)	大崎市古川地域	市	市	直接	(0) 35,000	(0) 35,000		(0) 35,000				35,000	24 ~ 24	
5	D - 4 - 2	災害公営住宅整備事業(買い取り)	大崎市古川地域	市	市	直接	(0) 3,111,000	(0) 3,111,000		(0) 3,111,000				3,111,000	24 ~ 25	
6	C - 4 - 1	地域資源利活用施設整備事業(施設整備)	大崎市古川地域	県	市	間接	(0) 110,000	(0) 110,000		(0) 110,000				1,210,000	24 ~ 25	新規
7	- -						(0) 0	(0) 0							~	
合 計							(1,021,650) 3,256,000 <4,277,650>	(1,021,650) 3,256,000 <4,277,650>	(0) 0 <0>	(426,305) 145,000 <571,305>	(595,345) 3,111,000 <3,706,345>	(0) 0 <0>				
(うち市町村交付分)							(1,021,650) 3,146,000 <4,167,650>	(1,021,650) 3,146,000 <4,167,650>	(0) 0 <0>	(426,305) 35,000 <461,305>	(595,345) 3,111,000 <3,706,345>	(0) 0 <0>				
(うち県交付分)							(0) 110,000 <110,000>	(0) 110,000 <110,000>	(0) 0 <0>	(0) 110,000 <110,000>	(0) 0 <0>					
(うち基幹事業)							(1,021,650) 3,256,000 <4,277,650>	(1,021,650) 3,256,000 <4,277,650>	(0) 0 <0>	(426,305) 145,000 <571,305>	(595,345) 3,111,000 <3,706,345>	(0) 0 <0>				
(うち効果促進事業等)							(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>				
都道府県名	宮城県	担当部局名	市民協働推進部政策課			担当者氏名	赤間幸人									
市町村名	大崎市	電話番号	0229-23-2129			メールアドレス	seisaku@city.osaki.miyagi.jp									

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「総交付対象事業費」は、「交付期間」を通じての全ての事業費を記載する。

(注4)「全体事業費」は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。

(注5)「全体事業期間」は、平成28年度以降に実施することが見込まれる事業については、平成28年度以降も含めて記載する。

(注6)年度間調整又は事業間流用を行った場合には、「備考」に年度間調整又は事業間流用を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業間流用を行う場合には、流用する(流用される)事業名も合わせて記載する。

(注7)担当者氏名等は県及び市町村の担当者を並べて記載する。

(注8)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(注9)各年度の交付対象事業費(中段)のうち、様式1-4で提出された年度の値が配分(申請)に係る交付対象事業費となる。

(様式 1-3)

大崎市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 4 月時点

NO.	4	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興基盤総合整備事業)	事業番号	C-1-1
交付団体	大崎市	事業実施主体(直接/間接)	大崎市(直接)		
総交付対象事業費	35,000(千円)	全体事業費	35,000(千円)		
事業概要					
<p>当該基幹事業において、現在施工中の「県営ほ場整備事業中卒西部地区」の創設非農用地 5,000 m²を造成し、基幹事業 C-4-1「被災地域農業復興総合支援事業」において、甚大な被害を受けた戸別農業者の農業用倉庫、乾燥機等の代替施設として大豆、新規需要米にも対応する多目的カントリーエレベーターを整備し、震災による復旧支援並びに多重投資を防ぎ、さらには、沿岸部の津波被災地の代替作付けを行うなど、沿岸部の復興支援、地域農業の振興、活性化を図るものである。</p> <p>最終的には、地域資源を生かした農産物加工・販売施設を整備するとともに、民間企業との連携により米粉プラントを誘致し、単なる復旧に止まらず 6 次産業化による雇用創出で復興を図る。</p>					
当面の事業概要					
<平成 24 年度>					
用地の造成					
事業量： 35,000 千円(用地造成 A=5,000 m ² 35,000 千円)					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災による大崎市の被害は県内陸部では最大となっている。被災の概要は別紙のとおりとなるが、震度 6 強の本震及び震度 6 弱の最大余震により、古川地域だけでも農家所有の作業場は全半壊含めて 403 棟となった。再建に要する費用は、建築基準法により、乾燥機を設置するとなれば耐火構造を要し、復旧済みを除き 12 億に上ると想定される。</p> <p>それ以外にも、農地災害に至っては 800 か所を超え、4 月の農繁期を前に途方にくれる農業者が数多くいた。本市では、特に甚大な被害となった農地等の小規模災害復旧支援事業を創設し、国庫補助事業と併せて、市単独事業によりきめ細かな復旧を進めているところである。</p> <p>また、被災を受けた農業者個人所有の作業場、乾燥機などについては、今後の地域農業のあるべき姿から、共同利用施設のみの復旧支援にとどまっている状況である。</p> <p>一方、JA においては、保有する 2 基のカントリーエレベーターが被災を受け、復旧を行っているものの、米保管用の農業用倉庫(石造)が軒並み被災している状況である。</p> <p>このような中で、これからの時代に対応した農業経営の効率化と、農業者の多重投資を抑えるため、新規需要米を含む転作作物にも対応可能な多目的 CE を建設する事業である。</p> <p>特に、被災した個人農業者は乾燥調整する手段がなくなり、他農業者への委託の他、2 つの CE への委託も拡大し、昨年の既設 CE 利用率は約 110%に増加している。個別の農業者が復旧できない中で、既存の南部 CE、西部 CE に加え、新規に北・東部</p>					

地区にCEを建設し、被災者を中心に集積を図り、北・東部エリア（清滝・宮沢・長岡・富永・敷玉を予定）の乾燥調製作業を一体的に進めるものである。

建設予定地は、現在、県営ほ場整備事業「中埴西部地区」（地区面積712ha）が実施されており、平成22年度で面工事が完了し、現在、暗渠排水や付帯工事を施工している。ほ場整備の事業計画では、14,000㎡の非農用地を創設し、農産加工施設や販売施設を整備するとともに、米粉プラントを含む6次産業を推進する計画であります。

被災からの復旧や農業経営の効率化だけでなく、沿岸部の津波被災地の代替作付けと、地域農業の総合的復旧を支援するとともに、CEで生産される高品質の大崎市産米を代表とする地域農産物を活用した農産加工・販売施設の整備により、他産業と連携しながら地域農産物の付加価値を増大し、6次産業化を推進することで、地域産業全体の復興を図るものである。

関連する災害復旧事業の概要

国の第2次補正予算で措置された「東日本交付金」により、3戸以上の共同利用施設及びJA所有のカントリーエレベーターや米倉庫の一部復旧は行ってきたものの、個人農業者の乾燥調製施設、作業場等の災害復旧事業については、市議会に提出された「東北地方太平洋沖地震で被災した農家所有作業場等の修繕・復旧への支援制度創設を求める請願」に対しても不採択とし、復旧支援はしていないところである。

広大な扇状地に発達した大崎市の立地条件から、今後のTPPへの対応を加味しながら、担い手や集落営農組織への集中した投資により、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を基本とするうえからも、当該カントリーエレベーター及び6次産業化施設については、地域農業の復興、活性化になくってはならないものであると考える。

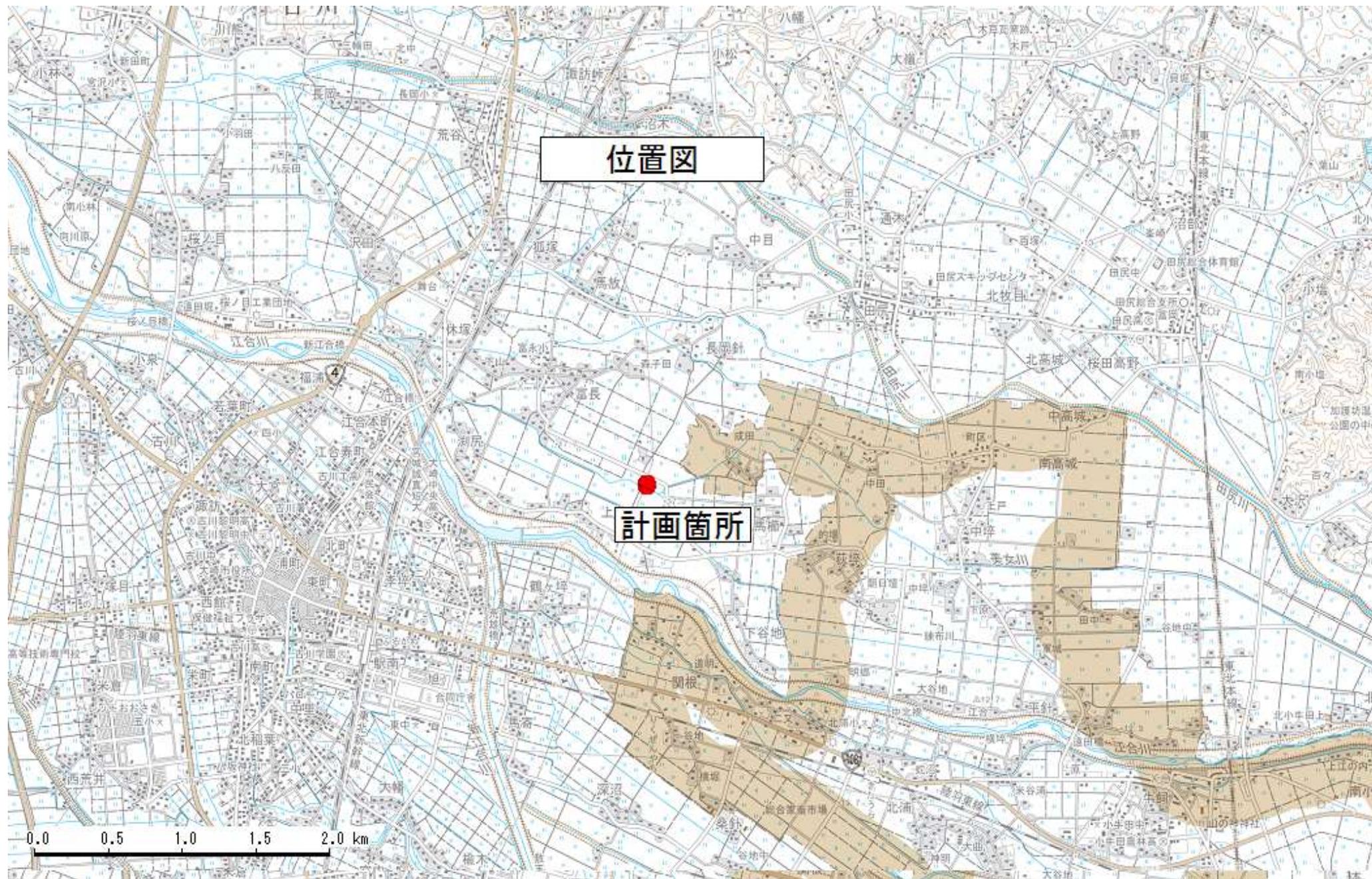
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--



(様式 1-3)

大崎市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 4 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	5	事業名	災害公営住宅整備事業（買い取り）	事業番号	D-4-2
交付団体	大崎市		事業実施主体（直接/間接）	大崎市（直接）	
総交付対象事業費	3,111,000（千円）		全体事業費	3,111,000（千円）	
事業概要					
民間事業者が整備した住宅を災害公営住宅として買い取る。 買い取り 100 戸 3,111,000 千円（建物）2,595,000 千円＋（土地）516,000 千円					
【大崎市震災復興計画の位置づけ】					
1) 生き生きとした暮らしの再建 1) 被災者の生活再建支援 ③ 市営住宅の整備 ・仮設住宅の退居時期となる 2～3 年後を目標とするため、市営住宅として必要戸数を確保します。					
当面の事業概要					
＜平成 24 年度＞					
1) 事業者選定に伴う選定委員会の設置 事業者審査基準等の検討、事業者の評定など					
2) 事業者選定に伴う業務 (第一段階) 事業説明会の開催、公募、事業者の審査・適格の通知 (第二段階) 事業適格者より提出された提案書の審査・選定、仮協定・協定の締結					
3) 事業決定者による建設工事の着手 : 30%程度の進捗見込					
＜平成 25 年度＞					
1) 事業者による工事の完了					
2) 事業者から大崎市が購入					
3) 入居者（被災者）の公募 入居資格要件：住家が震災により全壊・流出または半壊以上で解体を余儀なくされた者で、住宅に困窮していること					
東日本大震災の被害との関係					
本市において被災した家屋は、全壊 583 世帯、大規模半壊 232 世帯、半壊 2,177 世帯の合計 2,992 世帯となっており、特に古川地域に被害が集中している状況から、応急仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅）に入居している全 712 世帯のうち、568 世帯が古川地域内となっている。（参考：松山地域 46 世帯、三本木地域 13 世帯、鹿島台地域 61 世帯、岩出山地域 5 世帯、鳴子地域 13 世帯、田尻地域 6 世帯）					
平成 23 年末に応急仮設住宅入居世帯に対し、災害公営住宅への入居希望に伴う意向調査を実施したところ、災害公営住宅への期待する声が多く寄せられた。					
応急仮設住宅の入居期限が 2 年と定められている中においては、被災者が退去後を見据えて住宅問題の不安を抱えることのないよう、本事業を推進することにより早期に低廉な家賃で住居を提供し、生活再建を支援するものである。					

なお、現時点においても、建設用地の確保も含め名乗りを上げている民間事業者があり、整備予定戸数100戸の住宅整備の早期対応は可能である。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

計画区域

【古川地域中心市街地図】



(様式 1-3)

大崎市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 4 月時点

NO.	6	事業名	地域資源利活用施設整備事業 (施設整備)	事業番号	C-4-1
交付団体	宮城県		事業実施主体 (直接/間接)	大崎市 (間接)	
総交付対象事業費	110,000 (千円)		全体事業費	1,210,000 (千円)	
事業概要					
<p>当該基幹事業において、甚大な被害を受けた戸別農業者の農業用倉庫、乾燥機等の代替施設として大豆、新規需要米にも対応する多目的カントリーエレベーターを整備し、震災による復旧支援並びに多重投資を防ぎ、さらには、沿岸部の津波被災地の代替作付けを行うなど、沿岸部の復興支援、地域農業の振興、活性化を図る。</p> <p>最終的には、地域資源を生かした農産物加工・販売施設を整備するとともに、民間企業との連携により米粉プラントを誘致し、単なる復旧に止まらず 6 次産業化による雇用創出で復興を図る。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度> 多目的カントリーエレベーター実施設計委託 事業量： 110,000 千円 (カントリーエレベーター実施設計委託 110,000 千円)</p> <p><平成 25 年度> 多目的カントリーエレベーター建設 事業量： 1,100,000 千円 (CE 本体 1,034,880 千円, 外構その他 65,120 千円)</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災による大崎市の被害は県内陸部では最大となっている。被災の概要は別紙のとおりとなるが、震度 6 強の本震及び震度 6 弱の最大余震により、古川地域だけでも農家所有の作業場は全半壊含めて 403 棟となった。再建に要する費用は、建築基準法により、乾燥機を設置するとなれば耐火構造を要し、復旧済みを除き 1.2 億に上ると想定される。</p> <p>それ以外にも、農地災害に至っては 800 か所を超え、4 月の農繁期を前に途方にくれる農業者が数多くいた。本市では、特に甚大な被害となった農地等の小規模災害復旧支援事業を創設し、国庫補助事業と併せて、市単独事業によりきめ細かな復旧を進めているところである。</p> <p>また、被災を受けた農業者個人所有の作業場、乾燥機などについては、今後の地域農業のあるべき姿から、共同利用施設のみの復旧支援にとどまっている状況である。</p> <p>一方、JA においては、保有する 2 基のカントリーエレベーターが被災を受け、復旧を行っているものの、米保管用の農業用倉庫 (石造) が軒並み被災している状況である。</p> <p>このような中で、これからの時代に対応した農業経営の効率化と、農業者の多重投資を抑えるため、新規需要米を含む転作作物にも対応可能な多目的 CE を建設する事業である。</p> <p>特に、被災した個人農業者は乾燥調整する手段がなくなり、他農業者への委託の他、2 つの CE への委託も拡大し、昨年の既設 CE 利用率は約 110% に増加している。個別の農業者が復旧できない中で、既存の南部 CE、西部 CE に加え、新規に北・東部地区に CE を建設し、被災者を中心に集積を図り、北・東部エリア (清滝・宮沢・長</p>					

岡・富永・敷玉を予定)の乾燥調製作業を一体的に進めるものである。

建設予定地は、現在、県営ほ場整備事業「中埜西部地区」(地区面積 712ha)が実施されており、平成 22 年度で面工事が完了し、現在、暗渠排水や付帯工事を施工している。ほ場整備の事業計画では、14,000 m²の非農用地を創設し、農産加工施設や販売施設を整備するとともに、米粉プラントを含む 6 次産業を推進する計画であります。

被災からの復旧や農業経営の効率化だけでなく、沿岸部の津波被災地の代替作付けと、地域農業の総合的復旧を支援するとともに、CEで生産される高品質の大崎市産米を代表とする地域農産物を活用した農産加工・販売施設の整備により、他産業と連携しながら地域農産物の付加価値を増大し、6次産業化を推進することで、地域産業全体の復興を図るものである。

関連する災害復旧事業の概要

国の第2次補正予算で措置された「東日本交付金」により、3戸以上の共同利用施設及びJA所有のカントリーエレベーターや米倉庫の一部復旧は行ってきたものの、個人農業者の乾燥調製施設、作業場等の災害復旧事業については、市議会に提出された「東北地方太平洋沖地震で被災した農家所有作業場等の修繕・復旧への支援制度創設を求める請願」に対しても不採択とし、復旧支援はしていないところである。

広大な扇状地に発達した大崎市の立地条件から、今後のTPPへの対応を加味しながら、担い手や集落営農組織への集中した投資により、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を基本とするうえからも、当該カントリーエレベーター及び6次産業化施設については、地域農業の復興、活性化になくってはならないものであると考える。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式1-4)

大崎市 復興交付金事業計画 平成24年度 復興交付金事業等

省庁名: 農林水産省

平成24年4月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特 定市町村又は特定都道府 県以外の者が負担する額を 減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
4	C - 1 - 1	地域資源活用施設整備事業(用地造成)	大崎市古川地 域	市	市	直接	1/2	(0) 35,000 <35,000>	(0) 35,000 <35,000>	(0) 26,250 <26,250>			
6	C - 4 - 1	地域資源活用施設整備事業(施設整備)	大崎市古川地 域	県	市	間接	1/2	(0) 110,000 <110,000>	(0) 110,000 <110,000>	(0) 82,500 <82,500>			
合計額								(0) 145,000 <145,000>	(0) 145,000 <145,000>	(0) 108,750 <108,750>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

都道県名	宮城県	担当部局名	市民協働推進部政策課	担当者氏名	赤間幸人
市町村名	大崎市	電話番号	0229-23-2129	メールアドレス	seisaku@city.osaki.miyagi.jp

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4) 基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6) 上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。